

水田農業構造改革対策実施要綱

農林水産事務次官依命通知

| | | |
|------|------------|-------------|
| 制 定 | 平成16年4月 1日 | 15生産第7999号 |
| 一部改正 | 平成17年4月 1日 | 16生産第8096号 |
| 〃 | 平成19年3月30日 | 18生産第9078号 |
| 〃 | 平成20年3月28日 | 19生産第9596号 |
| 〃 | 平成21年4月 1日 | 20生産第10037号 |

第1 趣旨

水田農業政策については、米政策改革大綱（平成14年12月3日農林水産省省議決定）及び米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）並びに食料・農業・農村基本計画（平成17年3月25日閣議決定）に基づき、水田等の農地を最大限利用するとともに、米を取り巻く環境の変化に対応して、消費者及び市場を重視した需要に即応した米や麦・大豆等の生産を推進し、水田農業経営の安定及び発展を図るとの考え方の下、主要品目の生産、関連施策の改革に整合性をもって取り組んでいるところである。

また、水田農業は国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、水田等において耕作放棄等を防止し、その環境を良好に保全することが極めて重要である。

さらに、経営所得安定対策等実施要綱（平成18年7月21日農林水産省省議決定）において、水田・畑作経営所得安定対策（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第3条第1項各号に掲げる交付金及び第4条第1項の交付金の交付に係る対策をいう。以下同じ。）の導入を踏まえ、平成16年度から平成18年度までの3か年講じてきた米政策改革を推進するための対策について見直すとともに、平成19年産からは農業者・農業者団体の主体的な需給調整システムへ移行し、平成21年産からは水田等を最大限活用し、国内の食料自給力・自給率の維持・向上を図るため、所要の見直しを行ったところである。

このため、地域の特色ある水田農業の展開を図り、「米づくりの本来あるべき姿」の早期実現を目指すとともに、水田の最大限の活用による食料自給力・自給率の維持・向上を図るため、以下に定めるところにより「水田農業構造改革対策」を実施するものとする。

第2 実施期間

本対策の実施期間は平成16年度から平成23年度までの8年間とする。なお、本対策の実施期間内に行われた取組については、実施期間終了後においても、第5に定める助成措置において定められたところにより、助成を受けることができるものとする。

第3 対策推進の基本的考え方

1 米づくりの本来あるべき姿の実現

「米づくりの本来あるべき姿」とは、効率的かつ安定的な経営体が、市場を通して需要動向を鋭敏に感じとり、売れる米づくりを行うことを基本として、多様な消費者ニーズを起点とし、需要ごとに求められる価格条件等を満たしながら、安定的供給が行われる消費者重視・市場重視の米づくりが行われることであり、効率的かつ安定的な経営体の育成を通じて持続的な水田環境等の良好な保全が図られるものであることを踏まえ、生産構造の面から次の三つの要素が実現されるよう対策を進めることとする。

- (1) 「農業構造の展望」(平成17年3月25日農林水産省省議決定)等で目標として掲げられたように、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を占めていること。
- (2) 麦・大豆の本作化が行われている等、需要に応じて米と米以外の作物が生産される水田農業の望ましい生産構造が実現していること。
- (3) 環境保全型農業の拡大・定着、耕畜連携等中山間地域から平場農村まで地域の特性を活かした多様な取組が活発に展開される中で、水田が適切に利用され、その多面的機能が発揮されていること。

2 地域水田農業ビジョンの策定とその実現に向けた取組の推進

「米づくりの本来あるべき姿」を実現するに当たっては、地域の特性に応じた水田農業を地域自らが主体的かつ戦略的に展開すること、その際、生産対策及び経営対策を一体的に実施することにより構造改革を促進することが重要である。

このため、米の生産調整と米以外の作物を総合的に勘案した地域の作物戦略・販売、水田の有効活用による食料自給率向上に寄与する作物の生産拡大、担い手の育成等の将来方向を明確にした地域水田農業ビジョン(米政策改革基本要綱第5部第5の1の規定に基づき策定される地域水田農業ビジョンをいう。以下「ビジョン」という。)を水田環境等の良好な保全に配慮しつつ策定し、その実現に向けた地域の取組を推進するものとする。

第4 都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会

本対策の実施主体として、都道府県水田農業推進協議会及び地域水田農業推進協議会を設置するものとする。

1 都道府県水田農業推進協議会

- (1) 都道府県水田農業推進協議会(以下「都道府県協議会」という。)は、都道府県の区域をその区域として設置するものとし、農林水産省総合食料局長(以下「総合食料局長」という。)、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。))及び農林水産省経営局長(以下「経営局長」という。))が別に定める要件を満たし、都道府県、農業者団体及び流通業者団体のほか、担い手組織、認定方針作成者(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第5条第1項の規定に基づき、その作成した生産調整方針が適当である旨の農林水産大臣の認定を受けた者をいう。以下同じ。)、実需者団体、

消費者団体等、各都道府県の実情に応じてその会員を構成するものとする。

なお、地方農政事務所等(地方農政局が所在する府県にあっては地方農政局、北海道にあっては北海道農政事務所、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局(以下「沖縄総合事務局」という。)、その他の都府県にあっては地方農政事務所をいう。以下同じ。)は、都道府県協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行うことができるものとする。

- (2) 都道府県協議会長は、第5に定める助成措置を行おうとするときは、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定めるところにより、都道府県協議会の運営等に係る規約等を定め、(1)の要件を満たすことについて、都道府県協議会が主たる事務所を置く都道府県を管轄する地方農政局長等(北海道に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては北海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては沖縄総合事務局長、その他の都府県に主たる事務所を置く都道府県協議会長にあっては当該都府県を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。)の承認を受けなければならない。

なお、地方農政局長等は、都道府県協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合には、この承認を取り消すことができる。

- (3) 都道府県協議会は、地域水田農業推進協議会が行うビジョンの策定、ビジョンの実施状況の点検及び見直し等の取組に対する協力を行うとともに、必要に応じ助言及び指導を行うものとする。また、第5に定める助成措置の執行その他本対策の推進上必要な取組を行うものとする。

2 地域水田農業推進協議会

- (1) 地域水田農業推進協議会(以下「地域協議会」という。)は、市町村の区域を基本に、地域の実情に応じその区域を設定して設置するものとし、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定める要件を満たし、市町村、農業協同組合等生産出荷団体、農業共済組合、農業委員会、土地改良区、担い手農家、認定方針作成者、実需者、消費者団体等、地域の実情に応じてその会員を構成するものとする。また、必要に応じて普及指導センターの指導・助言を受けるものとする。

なお、地方農政事務所等は、地域協議会にオブザーバーとして参加し、必要な助言及び指導を行うことができるものとする。

- (2) 地域協議会長は、第5に定める助成措置を行おうとするときは、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定めるところにより、地域協議会の運営等に係る規約等を定め、(1)の要件を満たすことについて、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。

なお、都道府県協議会長は、地域協議会が(1)の要件を欠いたと認めた場合又は第5に定める助成措置の執行に当たって不正を行い、これを是正する措置をとらなかったと認めた場合には、この承認を取り消すことができる。

- (3) 地域協議会は、ビジョンの策定並びにビジョンの実施状況の点検及び見直しを行うとともに、第5に定める助成措置の執行その他ビジョンに基づき本対策

の推進上必要な取組を行うものとする。

第5 助成措置

国は、別紙1に定める水田農業構造改革交付金を交付するものとする。

また、この助成措置は、米の生産調整のメリット措置であることにかんがみ、農業者を助成対象とする場合にあっては、生産調整実施者（第6の1の規定による確認を受けた農業者をいう。以下同じ。）であり、かつ、集荷円滑化対策の生産者拠出金（集荷円滑化対策実施要綱（平成16年4月1日付け15総食第827号農林水産事務次官依命通知。以下「集荷円滑化要綱」という。）第4の2に定める生産者拠出金をいう。以下同じ。）を納付している者（別紙1第2の4の稲作構造改革促進事業及び同第2の5の担い手集積加算事業にあっては、水田・畑作経営所得安定対策に加入していない者に限る。）を助成対象とするものとする。

なお、この助成措置の対象となる取組については、水田環境等の良好な保全に資するものでなければならない。

第6 米の生産調整実施者の確認

- 1 地域協議会長は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、作付確定面積（米政策改革基本要綱第 部第1の2の(2)のイの規定により配分された面積をいう。以下同じ。）を超えて水稻の作付けが行われていないことを確認するものとする。
- 2 認定方針作成者及び地方公共団体その他の関係機関は、1の規定による確認に協力するものとする。

第7 推進体制等

1 農業者団体の役割

農業者団体については、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担い、ビジョンの策定並びにビジョンの実施状況の点検及び見直しへ積極的に参画するとともに、第5に定める助成措置の執行が、米政策改革大綱、米政策改革基本要綱、経営所得安定対策等実施要綱及び本要綱の趣旨に沿って実施されるよう努めるものとする。

2 国の役割

国については、第5に定める助成措置を実施するとともに、その実施に当たって、都道府県協議会及び地域協議会が行う事務が適正かつ効率的に行われるよう指導するものとする。また、4の(1)に定めるところにより、総合的な推進体制を整備するものとする。

3 地方公共団体の役割

地方公共団体については、都道府県協議会又は地域協議会の会員として一定の役割を担い、ビジョンの策定並びにビジョンの実施状況の点検及び見直しへ積極的に参画するとともに、第5に定める助成措置の執行が、米政策改革大綱、米政策改革基本要綱、経営所得安定対策等実施要綱及び本要綱の趣旨に沿って実施さ

れるよう努めるものとする。

4 他の施策との関連等

- (1) 農林水産省の内部部局、地方農政局及び地方農政事務所等は、行政各機関、研究機関、普及組織、農業者団体、実需者団体等と密接な連携を図り、一体となって本対策の着実な推進を行うものとする。
- (2) 国は、別紙 2 に定めるところに従い、農林水産省所管の水田営農と関連する諸事業については、ビジョンの実現が図られるよう総合的かつ有機的連携を図りつつ実施するものとする。また、地方公共団体はこの対策の趣旨を踏まえ、別紙 2 に定める水田営農と関連する事業のうち、当該地方公共団体が直接採択する事業及び当該地方公共団体が所管する水田営農と関連する諸事業についても別紙 2 に基づき又はそれを参考に、ビジョンの実現が図られるよう総合的かつ有機的連携を図りつつ実施するよう努めるものとする。
- (3) 地域協議会がビジョンの策定並びにビジョンの実施状況の点検及び見直しを行った結果、各種事業計画等の内容が策定又は見直しを行ったビジョンの内容と不整合を生じることとなる場合には、地域協議会は、当該計画等の作成主体に必要な見直しが図られるよう働きかけるものとする。
- (4) 国は、予算の定めるところにより、都道府県協議会が行う本対策の推進に必要な経費につき、別に定めるところに従い、水田農業構造改革対策推進交付金を交付するものとする。
- (5) 米政策改革基本要綱第 部第 1 の 2 の(1)のイに定める第三者機関的な組織と都道府県協議会又は地域協議会は、その機能を兼ねようとする場合には、規約等の作成、会員の決定等に当たって、それぞれの組織の設置の目的、活動内容等に十分留意するものとする。

第 8 報告

都道府県協議会長及び地域協議会長は、総合食料局長、生産局長及び経営局長が別に定めるところにより、ビジョンの実施状況の点検及び見直しの結果等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第 9 その他

この要綱に定めるもののほか、本対策の実施に必要な事項については、関係局長が別に定めるところによるものとする。

(別紙 1)

水田農業構造改革交付金の実施方法

第 1 事業の目的

本事業は、地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、米の生産調整の的確な実施及び水田環境等の良好な保全をするため、地域自らの発想と戦略により、水田農業の将来方向を明らかにしたビジョンに基づき、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地を育成する地域の取組を支援することをその目的とする。

第 2 事業の内容

水田農業構造改革交付金は、次に掲げる 8 つの事業をその内容とする。

1 資金造成事業

都道府県協議会は、地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業及び流通改善対策促進事業を行うための資金とするため、国から水田農業構造改革交付金（産地確立交付金）（以下「産地確立交付金」という。）及び水田農業構造改革交付金（稲作構造改革促進交付金）（以下「稲作構造改革促進交付金」という。）の交付を受け、資金の造成を行うものとする。

2 地域協議会助成事業

都道府県協議会は、第 8 の 1 の（1）の配分方針に定めるところにより、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業又は産地確立特別加算事業を行う地域協議会に対して、助成金を交付するものとする。

3 産地確立事業

地域協議会は、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進するため、都道府県協議会から産地確立事業分として配分された産地確立交付金を活用し、第 8 の 4 の（1）の産地確立計画書に基づき、自ら活動を行うとともに、農業者その他同計画書において地域協議会長が助成の対象となり得る者として定めるものに対して助成金を交付するものとする。

4 稲作構造改革促進事業

地域協議会は、米の生産調整の的確な実施を図るため、都道府県協議会から稲作構造改革促進事業分として配分された稲作構造改革促進交付金を活用し、第 8 の 4 の（1）の産地確立計画書に基づき、農業者のうち同計画書において地域協議会長が助成の対象となり得る者として定めるものに対し、米価の下落等による影響を緩和するための助成金を交付するものとする。

5 担い手集積加算事業

地域協議会は、米の生産調整の的確な実施を図るとともに、担い手への農地の集積を促進するため、都道府県協議会から稲作構造改革促進事業分又は担い手集積加算事業分として配分された稲作構造改革促進交付金を活用し、第 8 の 4 の（1）の産地確立計画書に基づき、農業者のうち同計画書において地域協議会長が助成

の対象となり得る者として定めるものに対し、米価の下落等による影響を緩和するための助成金を交付するものとする。

6 産地確立特別加算事業

地域協議会は、地域の実情に応じた米の生産調整の的確な実施を図るため、3の産地確立事業の加算措置として、都道府県協議会から稲作構造改革促進事業分又は担い手集積加算事業分として配分された稲作構造改革促進交付金を活用し、第8の4の(1)の産地確立計画書に基づき、自ら活動を行うとともに、農業者その他同計画書において地域協議会長が助成の対象として定めるものに対して助成金を交付するものとする。

7 新需給調整システム定着交付金助成事業

地域協議会は、地域の実情に応じた米の生産調整の的確な実施を図るため、新需給調整システム定着交付金助成事業分として国から都道府県協議会に配分された産地確立交付金を活用し、第8の1の(2)の新需給調整システム定着交付金の活用方針に定められた用途の中から助成の対象となる用途を選択し、農業者及び生産集団（同活用方針において都道府県協議会長が助成の対象となり得る者として定める生産集団をいう。別紙1において同じ。）に対して助成金を交付するものとする。

8 流通改善対策促進事業

都道府県協議会は、在庫となった米穀の販売を促進するため、国から流通改善対策促進事業分として交付された稲作構造改革促進交付金を活用し、第7の3に定める基準に基づく支援対象米穀を保有する認定方針作成者又は都道府県段階の農業者団体若しくは集荷団体が生産調整の規模の自主的拡大を行うことを前提に、当該支援対象米穀の保管又は販売の促進に要する費用を助成するものとする。

第3 事業実施主体

資金造成事業、地域協議会助成事業及び流通改善対策促進事業の実施主体は都道府県協議会、産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業の実施主体は地域協議会、新需給調整システム定着交付金助成事業の実施主体は都道府県協議会及び地域協議会とする。

第4 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の算定等

1 都道府県協議会への産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額の算定

国は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより都道府県協議会ごとに地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）及び新需給調整システム定着交付金助成事業分としてそれぞれ算定した産地確立交付金の配分額並びに地域協議会助成事業分（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に係るものに限る。）及び流通改善対策促進事業分として算定した稲作構造改革促進交付金の配分額を都道府県協議会長に提示するものとする。

2 産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の減額

(1) 水稻作付面積の超過度合いに応じた減額

国は、毎年度、地域協議会の区域における水稻作付面積が当該地域協議会長に水稻生産実施計画書（総合食料局長及び生産局長が別に定める水稻生産実施計画書をいう。以下同じ。）を提出した農業者の作付確定面積の合計を超過した場合には、その超過度合いに応じて総合食料局長及び生産局長が別に定める計算方法により計算される地域協議会助成事業分の配分額からの減額分を、都道府県協議会の区域の地域協議会分すべて合計し、当該都道府県協議会の産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額からそれぞれ減額する。

(2) 産地確立事業を実施しなかった地域協議会分の減額

国は、都道府県協議会が地域協議会ごとに第8の1の(1)に定める配分方針に定めるところにより、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）として産地確立交付金の額を配分したにもかかわらず、産地確立事業を実施しなかった地域協議会への配分額の合計額を、当該都道府県協議会の産地確立交付金の配分額から減額する。

(3) 需要量に関する情報の不整合による減額

国は、毎年度、都道府県協議会の区域内において、米政策改革基本要綱第部第1の2の(1)のイの規定に基づき、都道府県知事、市町村長又は第三者機関的組織が算定した需要量に関する情報が、都道府県知事にあつては国、市町村長にあつては都道府県知事、第三者機関的組織にあつては市町村長が算定した需要量に関する情報と整合性が確保されていない場合には、当該都道府県協議会への産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額を減額する。

(4) 需要量に関する情報の不整合による産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の助成水準の減額

地域協議会長は、毎年度、認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標（米政策改革基本要綱第部第1の2の(2)のアの規定により認定方針作成者が自ら決定した生産数量目標をいう。）と第三者機関的な組織から示された需要量に関する情報との整合性が確保されていない場合には、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、当該認定方針作成者及び当該認定方針作成者に参加している農業者へ交付する助成金の助成の水準（第8の4の(2)に定める助成の水準をいう。）を減額する。

第5 助成の対象となり得る水田等

本事業は水田農業を対象とした事業であり、水田環境等を良好に保全しつつ、水田を最大限有効に活用していく観点から、作物が作付けられていない期間であっても、常に農地として良好な状態で管理している必要がある。また、長期間作物が作付けられていない水田において、再度耕作する場合にあつては、農地として良好な状態に復帰されている必要がある。

このため、次に掲げる1の(1)から(3)までのいずれかに該当するものであり、かつ、次に掲げる2の(1)から(5)までのいずれにも該当しないものを産地確立事業、

稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の助成の対象となり得る水田等（以下「助成水田」という。）として定め、それ以外の土地は、その土地自体、その土地で行われた営農行為、その土地で行われた営農行為に伴う契約、その土地からの収穫物等について産地確立事業、稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業、産地確立特別加算事業及び新需給調整システム定着交付金助成事業の助成対象から除外するものとする。

なお、助成水田の具体的な範囲は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるものとする。

- 1 水稲の作付け、水稲以外の作物の作付け等が行われた水田等
 - (1) 平成16年度から平成20年度までのいずれかの年度において水稲の作付けが行われたことについて確認が可能である水田
 - (2) 平成16年度から平成20年度までのいずれかの年度において水稲以外の作物の作付けが行われたこと又は農地として良好な状態で管理が行われていたことについて確認が可能である水田等
 - (3) 平成16年度以降に水稲の作付けが可能となった土地であって、新規開田地でないものとして総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの
- 2 助成水田に該当しない土地
 - (1) 新規開田地
 - (2) 総合食料局長及び生産局長が別に定める作物が作付けられている水田等
 - (3) 非農地に転換された土地その他水稲の作付けを行うことが困難な土地として総合食料局長及び生産局長が別に定めるもの
 - (4) 平成10年度から平成20年度までの間に作物の作付けが行われていない水田等（総合食料局長及び生産局長が別に定めるものを除く。）又は平成21年度以降に農地としての利用が行われていない水田等若しくは農地として常に耕作可能な状態に管理が行われていない水田等（総合食料局長及び生産局長が別に定めるものを除く。）に、3年間連続（1の(3)に定めるものにあっては、水稲の作付けが可能となってから3年間連続）して該当したもの
 - (5) 耕作放棄地全体調査要領（平成20年4月15日付け19農振第2125号農林水産省農村振興局長通知）3の(1)又は(2)に区分されているもの

第6 産地確立交付金の使途に係るガイドライン

1 産地確立事業の使途に係るガイドライン

水田環境等の良好な保全を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、もって米の生産調整の的確な実施と消費者の期待に応える産地の育成が図られるよう、産地確立事業において産地確立交付金が活用できる使途は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドラインの範囲内であるものとする。

2 新需給調整システム定着交付金助成事業の使途に係るガイドライン

地域の実情に応じた米の生産調整への意欲的な取組を助長するため、新需給調

整システム定着交付金助成事業において産地確立交付金が活用できる用途は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるガイドラインの範囲内であることとする。

第7 稲作構造改革促進交付金の交付に係る基準

1 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業

米の生産調整の的確な実施を図りながら、担い手への集積を促進するため、地域協議会は、総合食料局長及び生産局長が別に定める基準に即して事業を実施することとする。

2 産地確立特別加算事業

需要に応じた作物生産を推進することにより、地域の実情に応じた米の生産調整の的確な実施が図られるよう、地域協議会は、総合食料局長及び生産局長が別に定める基準に即して事業を実施することとする。

3 流通改善対策促進事業

在庫となった米穀の販売を促進することにより、米の需給の改善が図られるよう、都道府県協議会は、総合食料局長及び生産局長が別に定める基準に即して事業を実施することとする。

第8 事業の実施

1 実施方針

都道府県協議会長は、資金造成事業を実施しようとするときは、毎年度、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、次に掲げる事項等を内容とする実施方針を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

(1) 配分方針

都道府県協議会長は、国が都道府県協議会ごとに第4の1に定めるところにより地域協議会助成事業分として算定した産地確立交付金及び稲作構造改革促進交付金の配分額（第4の2の規定による減額が行われる場合にあっては、当該減額後の額）について、過不足なく地域協議会に配分するものとし、配分方針は、その配分を行うに当たっての基本的な配分の考え方、具体的な配分の方法、地域協議会別配分額等をその内容とする。

(2) 新需給調整システム定着交付金の活用方針

都道府県協議会長は、国が都道府県協議会ごとに、第4の1に定めるところにより、新需給調整システム定着交付金助成事業分として算定した産地確立交付金の配分額を活用し、助成の対象となる用途を定め、助成要件、助成水準等を設定するものとし、これらを始め、その助成を行うに当たっての基本的な活用の考え方、具体的な活用計画等をその内容として、新需給調整システム定着交付金の活用方針を取りまとめるものとする。

また、都道府県協議会長は、具体的な活用計画に従って助成を行った場合に見込まれる所要額と国が新需給調整システム定着交付金助成事業分として算定した産地確立交付金の配分額との差額について、地域協議会助成事業分（産地確立事業に係るものに限る。）と新需給調整システム定着交付金助成事業分と

の交付額の融通を国に申し出ることができるものとし、その融通額を実施方針に記載するものとする。

(3) 稲作構造改革促進事業及び担い手集積加算事業に係る基準収入

都道府県協議会長は、総合食料局長及び生産局長が別に定める基準に即して算出した基準収入を実施方針に記載するものとする。

2 業務方法書

都道府県協議会長は、資金造成事業により造成した資金から地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより業務方法書を作成し、地方農政局長等の承認を受けなければならない。

3 ビジョン

都道府県協議会から地域協議会助成事業の助成金の交付を受け、第2の3から6までに掲げる事業を実施しようとする地域協議会は、あらかじめ米政策改革基本要綱第 部第5の2で示されている内容を盛り込んだビジョンを策定していなければならない。

4 産地確立計画書

(1) 地域協議会長は、都道府県協議会から地域協議会助成事業の助成金の交付を受け、第2の3から6までに掲げる事業を実施しようとするときは、毎年度、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、産地確立計画書を作成し、都道府県協議会長の承認を受けなければならない。

(2) 産地確立計画書には、実施する事業の種類に応じて、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 産地確立事業

第6の1のガイドラインの範囲内で自らが行う活動の内容及び交付する助成金の使途、要件、助成の水準等とする。

イ 稲作構造改革促進事業

第7の1の基準に即した助成要件、助成の水準等とする。

ウ 担い手集積加算事業

第7の1の基準に即した助成要件、助成の水準等とする。

エ 産地確立特別加算事業

第6の1のガイドラインの範囲内で自らが行う活動の内容及び交付する助成金の使途、要件、助成の水準等とする。

5 営農計画書

4の産地確立計画書に記載された取組を行い、地域協議会から第2の3から7までに掲げる事業の助成金を受けようとする者は、毎年度、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、営農計画書を作成し、助成金を受けようとする地域協議会長に提出しなければならない。

6 在庫数量申請書

都道府県協議会長は、流通改善対策促進事業分として稲作構造改革促進交付金の交付を受けようとするときは、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところ

により、在庫数量申請書を作成し、地方農政局長等に提出しなければならない。

第9 資金

- 1 都道府県協議会は、国からの産地確立交付金により造成した資金に、産地確立交付金勘定及び新需給調整システム定着交付金助成事業勘定の2つの勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 2 都道府県協議会は、地域協議会助成事業（産地確立事業に係るものに限る。）に係る助成金の交付は産地確立交付金勘定から、新需給調整システム定着交付金助成事業に係る助成金の交付は新需給調整システム定着交付金助成事業勘定から行わなければならない。また、それぞれの勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 3 都道府県協議会は、国からの稲作構造改革促進交付金により造成した資金について、稲作構造改革促進交付金勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。
- 4 都道府県協議会は、地域協議会助成事業（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に係るものに限る。）に係る助成金の交付は稲作構造改革促進交付金勘定（地域協議会助成事業（稲作構造改革促進交付金に限る。）に係るもの及び流通改善対策促進事業に係るものであって交付を受けた年度に支出されなかったものに限る。）から、流通改善対策促進事業に係る助成金の交付は稲作構造改革促進交付金勘定（流通改善対策促進事業に係るものに限る。）から行わなければならない。また、当該勘定の資金を当該助成金の交付以外の用途に使用してはならない。
- 5 都道府県協議会は、地域協議会助成事業（産地確立事業に係るものに限る。）と地域協議会助成事業（稲作構造改革促進事業、担い手集積加算事業及び産地確立特別加算事業に係るものに限る。）のそれぞれについて、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。
- 6 都道府県協議会は、資金を金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。
- 7 産地確立交付金又は稲作構造改革促進交付金の交付を受けて造成された資金の管理により生じる果実の取扱いについては、総合食料局長及び生産局長が別に定めるものとする。
- 8 都道府県協議会は、資金に余剰が生じた場合には、これを造成年度及び勘定を明確にした上で、翌年度に繰り越すものとする。

第10 国の助成

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、都道府県協議会に対し、資金造成事業に要する経費につき、別に定めるところに従い、産地確立交付金又は稲作構造改革促進交付金を交付するものとする。
- 2 国は、都道府県協議会が地域協議会助成事業、新需給調整システム定着交付金助成事業又は流通改善対策促進事業について、資金造成事業により造成した資金

に残余があるときは、当該残余のうち国からの産地確立交付金相当額又は稲作構造改革促進交付金相当額を国に返還するよう命ずることができるものとする。

第11 事業の実施状況及び資金管理状況の報告

- 1 地域協議会長は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、第2の3から7までに掲げる事業の実施状況を都道府県協議会長に報告するものとする。
- 2 都道府県協議会長は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより1の規定による報告及び流通改善対策促進事業の実施状況を取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 3 都道府県協議会会長は、総合食料局長及び生産局長が別に定めるところにより、資金造成事業により造成した資金の収支を勘定ごとに取りまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。

(別紙2)

水田農業構造改革対策の推進のための条件整備について

米政策改革基本要綱に即し、地域の作物戦略・販売、水田の利活用、担い手育成等の将来方向を明確にしたビジョンが実践され、米づくりの本来あるべき姿に向けた水田農業の構造改革が推進されるためには、その基礎的な条件整備を図る必要がある。

このため、ビジョンとの整合性の下、水田営農と関連する事業及び制度資金の積極的活用を図ることとし、事業等の取扱いについては、次によることとする。

第1 水田農業の基盤整備に係る事業の優先措置

次に掲げる事業（水田営農に関連するものに限る。以下「優先事業」という。）の実施については、地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革の推進のための条件整備に資するようその推進を図るとともに、原則として、ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村の要請に優先的に配慮するものとする。

なお、ビジョンの実現に積極的に取り組む市町村とは、少なくとも、当該市町村の区域に属する地域協議会に水稻生産実施計画書を提出している農業者の主食用等水稻の作付面積（総合食料局長及び生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。）の合計が、当該農業者の作付確定面積の合計を超過していないものであること又は優先事業の実施によりそれが確実となるものであることとする。

- 1 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（水田に係る生産基盤整備、施設整備及び機械整備に限る。）
- 2 補助かんがい排水事業（水田に係る生産基盤整備に限り、水資源機構事業及び基幹水利施設ストックマネジメント事業に係るものを除く。）
- 3 地域水田農業支援排水対策特別事業
- 4 経営体育成基盤整備事業
- 5 地域水田農業再編緊急整備事業
- 6 耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業（水田に係る生産基盤整備に限る）
- 7 農村振興総合整備事業（水田に係る生産基盤整備に限る。）
- 8 村づくり交付金（水田に係る生産基盤整備に限る。）
- 9 水田農業振興緊急整備事業
- 10 畑地帯開発整備事業（水田に係る生産基盤整備に限る。）
- 11 農道整備事業（水田に係る一般農道整備事業に限る。ただし、農道保全対策事業に係るものを除く。）
- 12 中山間地域総合整備事業（水田に係る生産基盤整備に限る。）
- 13 先進技術導入モデル事業（水田に係る生産基盤整備に限る。）
- 14 強い農業づくり交付金（水田に係る土地基盤整備、水田の地力増進のための施設整備及び機械整備並びに水田作物に係る施設整備及び機械整備に限る。）

15 農業・食品産業競争力強化支援事業

- (1) 水田に係る土地基盤整備
- (2) 水田の地力増進のための施設整備及び機械整備
- (3) 水田作物に係る施設整備及び機械整備

16 畜産担い手育成総合整備事業（水田に係る整備を含むものに限る。ただし、家畜排せつ物処理施設整備に係るものを除く。）

17 畜産環境総合整備事業（水田に係る整備を含むものに限る。ただし、家畜排せつ物処理施設整備に係るものを除く。）

第2 水田農業の構造改革に向けた担い手の育成及び確保に係る事業の優先措置

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、水田農業の構造改革を推進するため、農業経営強化対策推進事業のうち担い手経営展開支援リース事業の実施に当たっては、ビジョンにおいて明確化された担い手又はビジョンを策定した地域協議会の区域に属する市町村の要請に優先的に配慮するものとする。

第3 水田農業の構造改革のためのモデル地区、展示ほ等の設置

地域の特色ある水田農業の展開を図りながら、需要に応じた作物生産及び水田農業の構造改革を推進し、消費者の期待に応える産地のモデルを確立し、水田農業の構造改革の推進のための拠点を設置するため、強い農業づくり交付金等を活用してモデル地区、展示ほ等を整備し、水田農業構造改革対策の推進に資するものとする。

第4 水田農業の構造改革の推進のための普及指導

1 普及事業の推進

協同農業普及事業の実施に当たっては、強い農業づくり交付金等の活用を図りつつ、水田農業の構造改革の円滑な推進に資する普及指導活動に重点をおいて推進するものとする。

2 農業機械化のための研修の推進

農業機械化のための研修については、農林水産研修所農業技術研修館における農業機械化研修等を活用し、水田農業の構造改革の円滑な推進に資するものとする。

3 病虫害防除の推進

病虫害発生予察事業等の活用を図り、ビジョンにおいて振興することとされた作物に係る病虫害防除を適時、適切に推進するものとする。

第5 制度資金の活用

制度資金（水田営農に関連するものに限る。）の融通に当たっては、原則として、次に掲げる場合に優先的に配慮するものとする。

- 1 補助事業の実施に伴う融資や共同利用施設の設置のための融資等、複数の農業者を対象とする事業に係る融資及び農業者の組織する団体に対する融資については、市町村の区域に属するビジョンを策定した地域協議会に水稻生産実施計画書

を提出している農業者の主食用等水稲の作付面積の合計が当該農業者の作付確定面積の合計を超過していない市町村（超過しないことが確実に認められる市町村を含む。）が融資を要請している場合

- 2 1以外の融資（農業者による農地の取得等個々の農業経営の改善を目的とする融資）については、水稲生産実施計画書を提出している農業者であって、主食用等水稲の作付面積が作付確定面積を超過していないもの（超過しないことが確実に認められる者を含む。）が融資を要請している場合

第6 推進体制の整備

農林水産省の内部部局、地方農政局、沖縄総合事務局及び都道府県は、以上の諸措置の円滑な実施を図る見地から関係部局（本要綱第5に定める助成措置及び米の生産調整を所管する部局を含む。）で構成する推進体制を整備するものとする。

第7 その他

上記に定める事項の運用の細部については、必要に応じて、関係局の長が別に定めるところによるものとする。

附 則（平成19年3月30日18生産第9078号）

- 1 この通知は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年産の稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月28日19生産第9596号）

この通知は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日20生産第10037号）

この通知は、平成21年4月1日から施行する。